

を「第17項第2号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

別表第4第4項第6号中「第14号」を「第15号」に改め、同表第5項中「第18項」を「第19項」に改め、「第7項第3号」の右に「および第4号」を加え、「除く。）および」を「除く。）ならびに」に、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第2号」を「第17項第2号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

別表第5第3項第6号中「就労支援員および」および「それぞれ」を削り、同項第7号中「第14号」を「第15号」に改め、同表第5項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うこと。

別表第5第6項中「第18項」を「第19項」に改め、「、第7項」の右に「(第3号および第4号を除く。）」を加え、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第2号」を「第17項第2号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

別表第6第5項第3号中「第14号」を「第15号」に改め、同表第9項中「第18項」を「第19項」に、「第5項(第4号)」を「第5項(第5号)」に、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「別表第6第9項」を「別表第6第10項」に、「第16項第2号」を「第17項第2号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改め、同項を同表第10項とし、同表第8項の次に次の1項を加える。

9 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

別表第7第3項中「第14号」を「第15号」に、「第18項」を「第19項」に改め、「ならびに第5項」の右に「(第5号を除く。）」を加え、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第2号」を「第17項第2号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第4項に次の3号を加える。

(5) 設置者は、サービスを適切に提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めること。

(6) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(7) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言

動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第5項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 設置者は、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

別表第9項第2号中「責任者を設置する等」を削り、「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

イ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第10項第2号中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第11項第5号を次のように改める。

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表中第16項を第17項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、同表第12項第2号ア中「第5項第2号」を「第5項第3号」に改め、同号イ中「第14項第2号」を「第15項第2号」に改め、同号ウ中「第15項第2号」を「第16項第2号」に改め、同項を同表第13項とし、同表第11項の次に次の1項を加える。

12 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

- (2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4項に次の3号を加える。

- (3) 設置者は、サービスを適切に提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めること。
- (4) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (5) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第5項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 設置者は、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

別表第8項第2号中「責任者を設置する等」を削り、「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。
 - イ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第9項第2号中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号に次のように加える。

- ア 当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- イ 当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。
- ウ 職員に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第10項第5号を次のように改める。

- (5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表中第15項を第16項とし、第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、同表第11項第2号ア中「第5項第2号」を「第5項第3号」に改め、同号イ中「第13項第2号」を「第14項第2号」に改め、同号ウ中「第14項第2号」を「第15項第2号」に改め、同項を同表第12項とし、同表第10項の次に次の1項を加える。

11 業務継続計画の策定等

- (1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第6号カ中「就労支援員および」および「それぞれ」を削り、同項第7号イ中「、同号カ中「就労支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と」を削り、同項に次の1号を加える。

- (18) 設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第7項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

別表第7項第4号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

- (ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- (イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

別表第12項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 設置者は、就労移行支援または就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第12第1項に規定する指定就労定着支援をいう。）の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。）との連絡調整を行うこと。

別表第16項第2号中「責任者を設置する等」を削り、「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - イ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第17項第2号中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号に次のように加える。

- ア 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- イ 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。
- ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第19項第5号を次のように改める。

- (5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表中第24項を第25項とし、第21項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、同表第20項第2号ウ中「第22項第2号」を「第23項第2号」に改め、同号エ中「第23項第2号」を「第24項第2号」に改め、同項を同表第21項とし、同表第19項の次に次の1項を加える。

20 業務継続計画の策定等

- (1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他

の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)別表第1第1項第7号エ(キ)(新指定通所支援基準条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第2第4項、別表第3第1項(第2号に限る。))から第3項まで、別表第4第7項ならびに別表第5第3項において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害児入所施設等基準条例」という。)別表第1第5項第4号キ(新指定障害児入所施設等基準条例別表第2第4項において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)別表第1第1項第6号エ(ク)(新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号ならびに第5項第1号ウおよび第2号ウ、別表第2第6項第5号、別表第3第1項第9号および第2項第1号、別表第4第1項第7号お

よび第2項第1号、別表第5第7項、別表第7第1項第5号および第2項第1号、別表第8第1項第5号および第2項第1号、別表第9第6項、別表第10第8項、別表第11第1項第3号および第2項第2号、別表第14第1項第6号イ、第2項第8号および第3項第5号ならびに別表第16第5項において準用する場合を含む。)、第5条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)

別表第6項第4号キ、第6条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス事業基準条例」という。)

別表第1第7項第4号キ(新障害福祉サービス事業基準条例別表第2第11項、別表第3第5項、別表第4第5項、別表第5第6項、別表第6第10項および別表第7第3項において準用する場合を含む。)、第9条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)

別表第7項第4号キの規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における新指定通所支援基準条例別表第1第1項第12号オ(新指定通所支援基準条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第2第4項、別表第3第1項(第2号に限る。))から第3項まで、別表第4第7項ならびに別表第5第3項において準用する場合を含む。)、新指定障害児入所施設等基準条例別表第1第10項第5号(新指定障害児入所施設等基準条例別表第2第4項において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第1項第8号ウ(新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第1号ウおよび第2号ウならびに第6項第1号エおよび第2号、別表第2第13項、別表第3第1項第9号および第2項第1号、別表第4第1項第7号および第2項第1号、別表第5第7項、別表第7第1項第5号および第2項第1号、別表第8第1項第5号および第2項第1号、別表第9第6項、別表第10第8項、別表第11第1項第3号および第2項第2号、別表第12第9項、別表第13第5項、別表第14第1項第10号、第2項第8号および第3項第5号ならびに別表第16第5項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例別表第15項第3号、新障害福祉サービス事業基準条例別表第1第11項第3号(新障害福祉サービス事業基準条例別表第2第11項、別表第3第5項、別表第4第5項、別表第5第6項、別表第6第10項および別表第7第3項において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)
- 別表第9項第3号、第8条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)
- 別表第8項第3号ならびに新障害者支援施設基準条例別表第16項第3号の規定の適用に

については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止に関する措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定通所支援基準条例別表第1第1項第13号イ(新指定通所支援基準条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第2第4項、別表第3第1項(第2号に限る。))から第3項まで、別表第4第7項ならびに別表第5第3項において準用する場合を含む。)、新指定障害児入所施設等基準条例別表第1第11項第2号(新指定障害児入所施設等基準条例別表第2第4項において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。))別表第1第5項第3号、新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第1項第9号ウ(新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第1号ウおよび第2号ウならびに第6項第1号エおよび第2号、別表第5第7項、別表第12第9項ならびに別表第13第5項において準用する場合を含む。))および別表第2第9項第2号(新指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第7号ウおよび第2項第1号、別表第4第1項第7号および第2項第1号、別表第7第1項第5号および第2項第1号、別表第8第1項第5号および第2項第1号、別表第9第6項、別表第10第8項、別表第11第1項第3号および第2項第1号、別表第14第1項第10号、第2項第8号および第3項第5号ならびに別表第16第5項において準用する場合を含む。))、新指定障害者支援施設基準条例別表第16項第2号、新障害福祉サービス事業基準条例別表第1第12項第2号(新障害福祉サービス事業基準条例別表第2第9項第3号、別表第3第5項、別表第4第5項、別表第5第6項、別表第6第10項および別表第7第3項において準用する場合を含む。))、新地域活動支援センター基準条例別表第10項第2号、新福祉ホーム基準条例別表第9項第2号ならびに新障害者支援施設基準条例別表第17項第2号の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定通所支援基準条例別表第1第1項第15号の2(新指定通所支援基準条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第2第4項、別表第3第1項(第2号に限る。))から第3項まで、別表第4第7項ならびに別表第5第3項において準用する場合を含む。)、新指定障害児入所施設等基準条例別表第1第14項(新指定障害児入所施設等基準条例別表第2第4項において準用する場合を含む。))、新児童福祉施設基準条例別表第1第7項、新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第1項第10号(新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第1号ウおよび第2号ウならびに第6項第1号エおよび第2号、別表第2第13項、別表第3第1項第9号および第2項第1号、別表第4第1項第7号および第2項第1号、別表第5第7項、別表第7第1項第5号および第2項第1号、別表第8第1項第5号および第2項第1号、別表第9第6項、別表第10第8項、別表第11第1項第3号および第2項第2号、別表第12第9項、別表第13第5項、別表第14第1項第10号、第2項第8号および第3項第5号ならびに別表第16第5項において準用する場合を含む。))、新指定障害者支援施設基準条例別表第19項、

新障害福祉サービス事業基準条例別表第1第14項(新障害福祉サービス事業基準条例別表第2第11項、別表第3第5項、別表第4第5項、別表第5第6項、別表第6第10項および別表第7第3項において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例別表第12項、新福祉ホーム基準条例別表第11項および新障害者支援施設基準条例別表第20項の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(指定通所支援に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「指定通所支援基準条例」という。)別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援事業者(以下「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号イ(ア) a および g (新指定通所支援基準条例別表第3第1項第2号において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号イ(ア) e (新指定通所支援基準条例別表第3第1項第2号において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同号イ(ア) e 中「または保育士の合計数に」とあるのは「、保育士または学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)の合計数に」と、「または保育士の合計数を」とあるのは「、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)を」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号ウ(ア) f 後段の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に基準該当児童発達支援(指定通所支援基準条例別表第1第3項第1号アに規定する基準該当児童発達支援をいう。)に関する基準を満たしている同号アに規定する基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例別表第1第3項第2号アおよびイ(これらの規定を新指定通所支援基準条例別表第3第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(指定障害児入所施設等に係る経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(次項において「旧指定障害児入所施設等基準条例」という。)別表第1第2項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設等基準条例別表第1第2項第2号ウの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児入所施設等基準条例別表第1第2項第4号に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設等基準条例別表第1第2項第4号アの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(児童福祉施設に係る経過措置)

12 この条例の施行の際現に設置されている第3条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「旧児童福祉施設基準条例」という。)別表第8第2項第1号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準条例別表第8第2項第1号イの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

13 この条例の施行の際現に設置されている旧児童福祉施設基準条例別表第8第2項第3号に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準条例別表第8第2項第3号アの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

14 この条例の施行の際現に設置されている旧児童福祉施設基準条例別表第10第2項第1号に規定する福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例別表第10第2項第1号ウ後段の規定は、令和4年3月31日までの間は、適用しない。

